

日本国とコロンビア共和国との間の  
経済連携協定（EPA）に向けた共同研究報告

2012年7月

## 目次

第1章：背景.....	3
第2章：概観.....	4
(1) 総論.....	4
ア 補完的な二国間貿易.....	4
イ 日本のEPA戦略.....	4
ウ コロンビアのFTA戦略.....	4
(2) 二国間貿易関係の現状と今後の推移.....	5
(3) 二国間の投資を巡る状況.....	8
第3章：議論の概要.....	9
(1) 物品の貿易.....	9
(2) 原産地規則.....	10
(3) 税関手続.....	11
(4) 政府調達.....	11
(5) サービスの貿易.....	12
(6) 金融サービス.....	13
(7) 電気通信サービス.....	13
(8) 電子商取引.....	13
(9) 競争.....	14
(10) 知的財産.....	14
(11) 環境／労働.....	15
(12) ビジネス環境の整備.....	15
(13) 協力.....	15
(14) 衛生植物検疫措置.....	16
(15) 貿易の技術的障害.....	16
(16) 投資.....	17
第4章：結論.....	17
別添：共同研究出席者リスト.....	18

## 第1章 背景

1990年、ビルヒリオ・バルコ大統領（当時）の来日の際、日コロンビア合同経済委員会が二国間の経済関係を議論、促進するために設立された。これまでに計7回の会合が開催された。

2008年、日・コロンビア外交関係樹立100周年を記念し、二国間経済関係の活性化のため、産官学が参加する日コロンビア賢人会が発足した。賢人会合は2008年4月及び同年10月に行われ、その結果「貿易・投資の潜在分野の確認」、「治安を含む投資環境整備の推進」、「積極的な情報の発信・交換の促進」及び「投資協定、租税条約の交渉開始及び経済連携協定（EPA）の締結」を柱とする提言が発出された。この提言は、2008年12月にアルバロ・ウリベ大統領（当時）、また2009年2月に麻生太郎内閣総理大臣（当時）にそれぞれ提出された。

2008年11月にボゴタで行われた日・コロンビア外相会談（中曽根弘文外務大臣（当時）及びハイメ・ベルムデス外務大臣（当時））において、投資協定の交渉開始が決定され、直後に麻生総理大臣（当時）とウリベ大統領（当時）の間で行われた日・コロンビア首脳会議においても交渉開始が確認された。投資協定交渉は2009年4月に開始され、2010年12月までに計7回の会合を行った結果、協定の内容について実質合意に至った。2011年9月にファン・マヌエル・サントス・コロンビア大統領が訪日した機会に、玄葉光一郎外務大臣とセルヒオ・ディアス・グラナドス・コロンビア商工観光相との間で投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定（日・コロンビア投資協定）に署名した。

2011年2月から7月にかけて、あり得べき日・コロンビアEPAに関する研究会が日本貿易振興機構（JETRO）により開催された。その結果、2011年8月に報告書が発出され、その中で、センシティブな分野に配慮しつつEPA交渉を早期に開始・妥結することへの提言がなされた。また、2011年7月に日本経団連から松本剛明外務大臣（当時）に対し、EPA交渉の早期開始を求める要望書が提出された。2011年9月には日本貿易会から玄葉光一郎外務大臣及び鉢呂吉雄経済産業大臣（当時）に対しても同様の要望書が提出された。さらに、2011年9月、日本経団連とコロンビア・コーヒー生産者連盟（FNC）は、東京において第7回日本コロンビア経済委員会を開催

し、日・コロンビアEPA交渉の即時開始を求める共同声明を採択した。

2011年9月、フアン・マヌエル・サントス大統領の来日の機会に、野田佳彦内閣総理大臣との間で日・コロンビア首脳会談が実施され、あり得べきEPAに関する共同研究を開始することを決定した。

2011年11月から2012年5月まで計3回にわたり、共同研究の会合が開催された。

## 第2章 概観

### (1) 総論

#### ア 補完的な二国間貿易

日本は機械類や乗用車を含む工業製品、コロンビアはコーヒーや花卉を始めとする農林産品及び鉱物資源を主に輸出しており、これは両国間の補完的な貿易関係を反映している。

両国はグローバル・バリュー・チェーンの発展に貢献し、またあり得べきEPAを通じて投資フロー及びサービスの貿易を増大させることができるであろうことが強調できる。

#### イ 日本のEPA戦略

日本は、2001年にシンガポールとのEPA交渉を開始して以降、これまでに計13のEPAを締結している。中南米との関係では、メキシコ、チリ及びペルーとのEPAが発効している。日本政府は、高いレベルのEPA/FTAの締結を戦略的かつ多角的に追求するとの方針の下、二国間や多国間の取組を通じ、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルールの形成に向け、引き続き主導的役割を果たしていくことを目指している。

#### ウ コロンビアのFTA戦略

コロンビアは、持続的成長のためにグローバル経済へ積極的に参画する戦略をとってきた。現在コロンビアは、アジア太平洋地域へアプローチするための様々な方策を含む国際化政策を追求している。コロンビアは1990年代にFTA交渉を他のラテンアメリカ諸国との間で開始し、その後北米、欧州と交渉を行った。2010年以降は、アジアを含む他地域ともFTA交渉を実施している。現在コロンビアは、貿易・投資協定の拡大、貿易拠点の拡大及び太平洋

同盟（コロンビア，チリ，メキシコ及びペルーが参加国）等を通じたアジア・太平洋地域との経済関係強化を目指している。

## （２）二国間貿易関係の現状と今後の推移

日本とコロンビアの二国間貿易総額は，２００９年には世界的な経済危機の影響もあり下落したものの，近年拡大傾向にある。

日コロンビア間の貿易統計（米ドル）

年	日本からコロンビアへの輸出 <sup>1)</sup>	コロンビアから日本への輸出 <sup>2)</sup>
2007	\$ 1,316,210,557	\$ 395,287,514
2008	\$ 1,113,768,646	\$ 371,562,100
2009	\$ 773,978,935	\$ 336,295,590
2010	\$ 1,235,945,329	\$ 511,058,167
2011	\$ 1,490,336,101	\$ 527,962,611

出典: 1) 日本財務省貿易統計

2) コロンビア商工観光省

日本の財務省貿易統計によれば，２００６年の二国間貿易総額は約１３．９億ドル，２００７年は約１７．４億ドル，２００８年は約１５．８億ドル，２００９年は約１１．６億ドル，２０１０年は約１７．７億ドル，２０１１年は約２１．９億ドルとなっている。

日本からコロンビアへの輸出は，２００９年に約７．７億ドルまで下落したが，翌２０１０年には約１２．４億ドルまで急激に回復し，２０１１年についても前年を約２０．６％上回っており，堅調に増加している。

日本のコロンビアからの輸入についても，増加傾向にあるが，貿易額の規模は我が国からの輸出に比べ少ない。２００９年には前年（約４．６２億ドル）より減少し約３．８７億ドルであったところ，２０１０年には約５．３７億ドル，２０１１年には約６．９８億ドルにまで増加している。

コロンビア商工観光省の統計によれば，二国間貿易総額は最近約５５％増加

し、2006年の約12.6億ドルから2011年の約19.7億ドルになった。他方、2009年には2008年の約15.2億ドルから約24%下落し、約11.6億ドルとなった。コロンビアの日本からの輸入は2009年に約28%減の約8.25億ドルとなったが、2010年には約11.5億ドル、2011年には約14.4億ドルと、それぞれ大きく増加した。コロンビアから日本への輸出は2006年から2009年まで平均約3.57億ドルだったが、最近2年間では2010年の5.11億ドル及び2011年の5.28億ドルへと増加した。

日本とコロンビアの二国間貿易構造の特徴として、日本からコロンビアへの輸出品の80%以上が工業製品である一方、コロンビアから日本への輸出品の80%以上が農林水産品であることが挙げられる。また、日本からコロンビアに輸出される品目のほぼ全てが有税である一方、コロンビアから日本に輸出される品目のうち、有税となっているものは約5%しかないという有税比率の違いも特徴である。コロンビアは、将来的には対日輸出品目の多角化を図りたい意向であり、例えばアグリビジネス産品など、日本市場において機会があるコロンビア産品のアクセスの改善が目的の一つとなっている。

日本は1995年にはコロンビアにとって第3位の輸入相手国（シェア9.8%）だったが、2010年には第9位（シェア2.8%）まで低下し、2011年にシェアは1.8%まで低下した。コロンビアが交渉しているEUや韓国とのFTAが今後締結されれば、日本からの輸出品は劣後することとなり、さらにシェアは低下する可能性がある。

#### 日本がコロンビアから輸入した上位10品目（2011年）

HS		米ドル	輸入に占める割合
09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	423,280,743	60.7%
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	101,419,557	14.5%
06	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	73,421,646	10.5%
72	鉄鋼	45,863,174	6.6%
21	各種の調製食料品	17,691,422	2.5%
38	各種の化学工業生産品	6,210,666	0.9%

28	無機化学品及び貴金属, 希土類金属, 放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	5,517,419	0.8%
71	天然又は養殖の真珠, 貴石, 半貴石, 貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品, 身辺用模造細貨類並びに貨幣	4,577,066	0.7%
61	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	2,909,278	0.4%
18	ココア及びその調製品	2,481,255	0.4%

出典：日本財務省貿易統計

#### コロンビアが日本から輸入した上位10品目（2011年）

HS		米ドル	輸入に占める割合
84	原子炉, ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	364,562,439	28.4%
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	285,503,260	22.2%
72	鉄鋼	213,032,035	16.6%
40	ゴム及びその製品	128,893,908	10.0%
90	光学機器, 写真用機器, 映画用機器, 測定機器, 検査機器, 精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	74,997,058	5.8%
85	電気機器及びその部分品並びに録音機, 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	68,761,661	5.4%
73	鉄鋼製品	36,761,502	2.9%
30	医療用品	17,181,775	1.3%
89	船舶及び浮き構造物	11,612,141	0.9%
39	プラスチック及びその製品	11,081,306	0.9%

出典：コロンビア商工観光省

サービスの貿易も重要である。今日、世界の年間直接投資フローの半分以上がサービスであり、過去15年の世界貿易において最も成長している分野の一つである。主導しているのは電気通信、金融、保健及び様々なビジネス関連のサービスである。コロンビアにおいてサービスの貿易は過去5年間で60%増

加している。あり得べき日・コロンビアEPAにより、二国間のサービスの貿易が増大することが見込まれる。

### (3) 二国間の投資を巡る状況

コロンビアへの対外直接投資（フロー）はこの10年で年間約20億ドルから約132億ドルまで増加しており、投資受入額はラテンアメリカで第3位となっている。近年の投資増加の要因の一つとして、コロンビアによる投資環境の改善に向けた様々な努力が挙げられる。かかる努力には、治安面の改善（軍及び警察の強化・増大）、投資協定及び（二重課税効果を軽減するための）租税条約の促進並びに財政・金融改革が含まれる。また、コロンビアの長期債券の格付けについて、三大格付け会社からは「投資適格級」を得ている。

コロンビアにおいては長い間治安状況が経済発展の上での懸念・障害となっていたが、2002年以降は著しく改善している。特に、都市部における犯罪数は激減した。治安の改善に伴い、コロンビアへの投資・進出に関心を示す日本企業は増加しつつある。

日本からコロンビアへの投資はこれまで自動車、二輪車、エレベーター等の製造業が進出している。コロンビア貿易振興局（PROEXPORT）によれば、日本企業はコロンビアに対し20億ドル相当の投資を実施している。2011年9月に署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の下で日本からの投資機会は増大すると考えられる。また、2011年から2014年までの間に、コロンビアの官民併せた様々なインフラ・プロジェクトに対し、総額で約250億ドル規模の投資が実施される見込みである。以上を踏まえ、いくつかの日本企業が投資へ参画しているか、又は参画を検討しており、今後の投資増大が見込まれる。

コロンビアへ進出している日本の企業は、2011年10月時点で70社となっている。日本企業によるコロンビアへの投資事例として、伊藤忠商事が米国企業を通じて石炭鉱山における事業へ15億ドルの投資を行うことを決定した。また、これ以外に日本企業がコロンビアにおいて参画しているか、又は参画を検討している主な投資案件としては、ボゴタ市のメトロ事業、ポルセ（ポルセ3、ポルセ4）及びソガモソの水力発電所への出資などがある。

コロンビア中央銀行によれば、1994年から2010年までコロンビアから日本への投資は行われていない。そのため、日・コロンビア投資協定及びあ

り得べき日・コロンビアEPAの目的の一つは二国間投資の強化である。コロンビアは、海外投資には貿易フローの創出、知識移転の円滑化及び協力の強化といった長所があると考えている。一方で、世界における最近のこれらフローの増大及び一部コロンビア企業が既に日本に進出していることを踏まえれば、コロンビアから日本への投資増大のためにあり得べき日・コロンビアEPAを役立てることができる。

### 第3章 議論の概要

共同研究会合は3回開催され、日・コロンビア共に幅広い事項につき議論を行った。両者は、日本とコロンビアの間での包括的かつ実用的なEPAが両国経済を更に統合すること、及び両国のセンシティブティを考慮した柔軟なアプローチが追求されなければならないことにつき、認識を共有した。

#### (1) 物品の貿易

両者は、市場アクセスについてより多くの機会が両国に提供されるよう、WTOに整合的かつ高いレベルのEPAを目指すべきであること、及び市場アクセスの改善が両国の経済に利益をもたらすことにつき、一般的な認識を共有した。また、両者は、あり得べき日・コロンビアEPAの交渉においてセンシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべきであるとの認識を共有した。

日本側は、日本が過去に締結したEPAにおいては貿易額ベースで90%以上の関税を撤廃してきたこと、EPA交渉の開始に際して、通常、日本と相手国との間で品目ごとのリクエスト及びオファーに加えてHSコードに基づく貿易統計及び関税率表を交換している旨説明した。日本側は、2010年11月に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しており、同方針に基づいて各国と交渉や協議を行っている旨説明した。個別のセクターに関し、日本側は自動車、自動車部品、電機・産業機械、鉄鋼及び化学製品といった工業製品の関税撤廃に特に関心があり、またコロンビアの市場における天然資源等に対する輸出規制措置の緩和に関心がある旨表明した。また、日本側は、貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべきである旨強調した。最後に日

本側は、東日本大震災により甚大な影響を受け、自然災害、東京電力福島第一原子力発電所における事故及び風評被害に苦しんでいる農漁業者に対しては特段の配慮を行う必要がある旨指摘した。

コロンビア側は、現時点及び潜在的な貿易を含め両国への輸入にかかる関税及び非関税措置の撤廃により、野心的な協定を締結することへの関心を表明した。コロンビア側は、同国が競争力を有する農畜産業、アグリビジネス及び軽工業といった分野に特に関心がある旨強調した。

また、コロンビア側は、中古品、新古品及び再製造品に関する特別な手続の保持、輸出税の廃止並びにバジェホ計画<sup>1</sup>といったいくつかの制度の維持の重要性を強調した。

コロンビア側は、乗用車、二輪車及びこれらの部品並びにいくつかの繊維製品といったセンシティブな産品については特別の考慮が払われる必要がある旨表明した。

両者は、二国間EPAを通じた関税の撤廃又は引下げの結果生じ得る国内産業への重大な損害を防止し、又は救済するために、あり得べき日・コロンビアEPAに二国間セーフガード措置が規定されるべきである点につき、認識を共有した。また、両者は、セーフガード措置は公平、公正で時宜を得た、透明性を有し、かつ効果的なものであるべきで、セーフガード措置及び他の関連する法令の実施は一貫した、公平な、かつ合理的なものであるべきであることを強調した。

## (2) 原産地規則

両者は、あり得べき日・コロンビアEPAにおける原産地規則は以下を目指すべきである旨確認した。

- ア 第三国産品の迂回輸入の防止
- イ 不必要な貿易障害を生じさせないこと
- ウ 原産地規則を適用する際の公平性、中立性及び一貫性
- エ 透明性、明確性及び予見可能性の確保

---

<sup>1</sup> バジェホ計画とは、原材料を輸入するに当たり、同材料を加工した製品を全て輸出することにコミットすることを条件に、税（関税及び付加価値税）の免除を認める、輸出促進手段の一つである。

オ 利用者が理解しやすく、かつ行政上の実施が容易な制度の策定

また、両者は、品目別規則（P S R）を含む原産地規則が両国の既存のE P A / F T Aと整合的であるべきことにつき認識を共有した。例えば、農水産品については基本的に「完全に得られ又は生産された産品」基準が適用されるべきであり、工業製品については、産業実態に即して、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制を適用すべきであるとした。また、両者は、関係当局が発給する原産地証明書以外に、原産地証明の代替手段として、日本とコロンビアの最近のE P A / F T Aで導入されている認定輸出者による原産地申告を導入する可能性につき基本的に認識を共有した。この点に関し、コロンビア側は電子証明を導入する可能性についても言及した。

### （３）税関手続

両者は、あり得べき日・コロンビアE P Aの税関手続章には次の要素を含めるべきであることにつき、認識を共有した。

- ア 透明性・予見可能性の確保（関係法令の公表、照会への回答、法令の導入や変更時の周知期間の設定、不服申立制度の確保、事前教示制度など）
- イ 税関手続の簡素化・調和化（情報通信技術（I C T）の利用及びリスク管理の向上、国際基準への調和など）
- ウ フォローアップ機能（小委員会の設置、協定の実施・運用の見直し、更なる貿易円滑化手段の実現のための提案など）
- エ 税関当局間の相互協力（取締技術及び新たな税関手続の研究開発、職員研修及び人事交流、I C Tやリスク管理の利用促進及びこれらの分野に関する情報交換など）
- オ 情報交換（密輸の適切な取締りのための相互支援、社会悪物品の不正取引及び知的財産侵害物品の水際取締りに関する情報交換など）

### （４）政府調達

両者は、あり得べき日・コロンビアE P Aに政府調達章を含めるべきであることにつき認識を共有した。

コロンビア側は、コロンビアはW T O政府調達協定（G P A）の締約国ではないものの、いくつかの第三国との間で政府調達章が含まれたF T Aを締結しているとして、政府調達の重要性を表明した。また、コロンビア側は、国内法

令の一部として透明性の原則を適用しており、あり得べき日・コロンビアEPAの政府調達章は一定の基準額を上回る物品及びサービスの調達並びに内国民待遇及び無差別待遇などの諸原則を取り扱うべきである旨説明した。

日本側は、日本はGPAにおけるコミットメントに加え、政府調達手続の明確化、一般競争入札の実施及び政府調達情報の提供方法の改善等の一連の自主的措置を実施している旨説明した。また、日本側は、JETROがコロンビアで実施したコロンビアでのビジネスに関するアンケートにおける「入札手続における透明性確保の必要性」、「契約時に必要な多額の保証金」といった日本企業のコメントにつき説明した。

## (5) サービスの貿易

両者は、サービス産業が両国の経済において重要な部分を占めること及び国境を越えるサービスの貿易が重要なビジネスの要素であることを再確認した。両者は、あり得べき日・コロンビアEPAは、高いレベルの市場アクセス及び透明性を確保するため、本章の原則的概念としての内国民待遇及び最恵国待遇の付与、適合しない措置や分野に係る留保を記載するネガティブリスト方式の採用、ラチェット条項の挿入等の両国のサービス提供者のためのこのセクターにおける野心的なコミットメントを目指すべきであるとの認識を共有した。

日本側は、コンピューター・サービス及びコンピューター関連サービス、音響映像サービス、電気通信サービス並びに流通サービスといった、日本側が一般的に関心を有しかつコロンビアがWTOにおける交渉で一部において又は全くコミットしていないいくつかのサービス分野について、自由化を模索する意思を表明した。

コロンビア側は、GDPに占めるサービス分野の重要性のほか、内国民待遇及び最恵国待遇に加えて市場アクセス及び現地における拠点を要求しないという原則の重要性に言及するとともに、透明性、国内規制及び補助金に関する規定を含めることについて言及した。また、コロンビア側は、電気通信、金融サービス及び自由職業サービスといったいくつかの特定の分野において補完的なコミットメントを含めることに対する強い関心を示した。コロンビア側は、とりわけ商用関係者の入国及び一時的な滞在の許可に関する規定を含めることにより、コロンビアのサービス提供者のアクセスを確保することの重要性につき留意した。

## (6) 金融サービス

両者は、あり得べき日・コロンビアEPAには、独立章又はサービスの貿易章の附属書として金融サービスに関する規定が含まれるべきであることについて認識を共有した。

コロンビア側は、金融サービスは市場アクセス及び現地における拠点に関する規律を含む形で取り扱うことができ、また、金融サービスに関する規定は適合しない措置のリストという形で免除を許容する旨表明した。

日本側は、日本の過去のEPAにおいては、金融サービスの規定を附属書又は独立の章として置いたことがある旨述べるとともに、あり得べき日・コロンビアEPAにも金融サービスに関する規定が含まれるべきである旨強調した。

## (7) 電気通信サービス

両者は、あり得べき日・コロンビアEPAが電気通信サービスに関する規定を含めるべきであることにつき認識を共有した。

コロンビア側は、電気通信サービスが高度に規制されたセクターであることを踏まえた同サービスへのアクセスを保証するルール设立の重要性を強調するとともに、公衆電気通信サービスへの合理的かつ無差別的な条件によるアクセス及びそれらの利用に関する措置を含めることへの関心を強調した。また、コロンビア側は、相手国の公衆電気通信サービス提供者との合理的な料金による相互接続及び商業上機微な情報の秘密性の保護といった、公衆通信サービス提供者の義務に関連する措置の重要性を強調した。さらに、コロンビア側は、再販売、規制機関の独立及び番号ポータビリティに関するルールを含めることへの関心を示した。

日本側は、かかるルールは過去の日本のEPAの中で、サービスの貿易章の附属書又は独立の章として、電気通信サービスに関する規定の中に含まれている旨説明した。

## (8) 電子商取引

コロンビア側は、コロンビアは消費者保護のための透明性確保といった電子商取引に関する規定を含めることに関心があり、同国が過去に締結した多くの F T Aにおいて電子商取引章を含めている旨強調した。

日本側は、日本とスイスとの E P Aでは、デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子送信に対する関税、透明性のある公平な国内規制及びオンライン上の消費者の保護に関する規定を含む電子商取引章が含まれている旨説明した。また、日本側は、2011年12月17日のW T O閣僚会議で採択された電子送信に対する関税不賦課に関する決定を重視しており、関税不賦課について一定のコミットメントを得ることに関心がある旨強調した。

## (9) 競争

両者は、健全な競争環境が構築されることは、貿易・投資の自由化のもたらす利益を確保するという観点から望ましいことにつき認識を共有した。また、両者は、無差別待遇、手続の公正な実施及び透明性といった競争政策の基本原則に基づいて反競争的行為への適切な措置をとること及び両国の競争当局間の協力を促進することの重要性を認識した。

両者は、両国の過去の E P A / F T Aに競争章が含まれていることに留意し、あり得べき日・コロンビア E P Aにおいても競争章が含まれるべきであり、その中で両国の競争当局間の協力枠組みについても模索されるべきであるとの認識を共有した。

## (10) 知的財産

両者は、知的財産を十分かつ効果的に保護することは、競争力のある知識集約型経済の発展に資するとともに、イノベーション、創造性、投資及び競争を促進することを通じて持続可能な経済成長を実現する上で基本的な役割を担うとの認識を共有した。両者は、知的財産に関し、簡素でかつ透明性の高い行政手続の確保、模倣品及び海賊版の撲滅並びに知的財産保護に関する公衆啓発の促進の重要性を共有した。両者は、国際条約、特にW T O「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(T R I P S協定)におけるコミットメントの重要性並びにいくつかの点における同協定を上回る高い知的財産の保護及び執行制度の必要性につき認識を共有した。コロンビア側は、T R I P S協定を超える規定がT R I P S協定の例外や柔軟性を損わないこと及びそのような規定が同協

定のもたらず均衡に対し影響を与えないことの重要性につき留意した。日本側は、知的財産に関する国際協定への早期加入の重要性を強調した。

コロンビア側は、特に教育、文化、研究、公衆衛生、食料安全保障、環境、情報へのアクセス及び技術移転につき、知的財産権者の権利と公共の利益との間の均衡を維持することの必要性に留意した。

日本側は、あり得べき日・コロンビアEPAにおいていずれの側も知的財産章の設立を予断すべきでない旨留意した。コロンビア側は、生物多様性に富む国としての同国の利益に関連することもあり、同国のほとんどのFTAで知的財産章を含めている旨表明した。

### (11) 環境／労働

コロンビア側は、あり得べき日・コロンビアEPAの関連条項において、環境及び労働に関する国際協定の基本的原則に対するコミットメントを再確認することへの関心を強調した。

日本側は、日本の過去のEPAにおいて、一般的例外の条項における環境への配慮の規定や、投資活動を促進するために環境に関する措置を緩和したり労働基準を引き下げたりすることは不適當であることを確認する規定等の個別の規定を含めている旨説明した。

両者は、本件につき更に議論していくとの一般的な認識を共有した。

### (12) ビジネス環境の整備

両者は、両国間のビジネスが円滑に進展するようにするため、あり得べき日・コロンビアEPAにビジネス環境の整備章を含め、その中に小委員会の設置に関する規定を含めるとの認識を共有した。また、両者は、小委員会の出席者に民間セクターの代表を含み得ることにつき認識を共有した。

コロンビア側は、同国の過去のFTAではビジネス環境の整備章を設けたことはないが、本章を含めることを歓迎する旨表明した。

### (13) 協力

両者は、貿易・投資の自由化及び円滑化、公共の福祉増進及び両国の経済面での統合を補完する相互利益に寄与するための協力促進のため、あり得べき日・コロンビアEPAに協力章を含めることにつき認識を共有した。両者は、本章では協力可能な分野を列挙するのではなく、一般的な概念、原則を記載すべきであることにつき認識を共有した。具体的な協力の内容については、EPAを二重構造の協定として、本体協定とは別個の実施取極に記載することができる。

日本側は、日本と第三国との間の過去のEPAにおける協力章の下での具体的なプロジェクトの例を説明した。日本側は、2012年2月にコロンビア側がJETROミッションを受け入れたことへの感謝を述べつつ、両国の民間セクター間で強い絆を結ぶことは協力の促進に向けた効果的なアプローチの一つである旨強調した。

#### (14) 衛生植物検疫措置

コロンビア側は、両国の関係当局間で協力及び情報交換を行うための小委員会などの制度の構築を通じ、WTO「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)に基づく衛生植物検疫(SPS)措置に関する問題についての協力強化の機会を提供するため、あり得べき日・コロンビアEPAにSPS章を含めることへの関心を強調した。コロンビア側は、SPSに関する問題についての協議・協力を円滑化するための二国間メカニズム構築を目指し、これまでのFTA全てにおいてSPS章を含めている旨言及した。

日本側は、SPS協定は、既に科学に基づき、人又は動植物の生命又は健康の保護に関する権利と義務の適切なバランスを実現しており、あり得べき日・コロンビアEPAにSPS章を設ける必要は必ずしもない旨表明した。また日本側は、既存の二国間の枠組みが十分機能している旨強調した。

両者は、あり得べき日・コロンビアEPAの中にSPS章を含めるべきか否かを決定するため、引き続き議論をしていくことを確認した。

#### (15) 貿易の技術的障害

コロンビア側は、これまで締結した全てのFTAのように、貿易円滑化のた

めに両国の関係当局間で緊密な関係を築くため、あり得べき日・コロンビアEPAに貿易の技術的障害（TBT）章を含めることへの関心を強調した。コロンビア側は、強制規格を同等と見なすこと、貿易円滑化（任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する二国間協力）、適合性評価結果の受入れ、透明性といった国際的な標準に関する側面並びに技術協力に関する規定をTBT章に含むことができる旨表明した。

日本側は、日本がWTO「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT協定）の手続を重視しており、二国間の枠組みで個別のルールを設定することは必ずしも不可欠ではないと考える旨表明した。また、日本側は、TBT協定と同等の権利義務を規定するTBT章であればEPAに含めることを検討し得ると言及した。

両者は、本件につき現実的な解決策を見出す考えで一致した。

## （16）投資

両者は、例えば日・コロンビア投資協定を必要な変更を加えた上で組み込むことによって、あり得べき日・コロンビアEPAに投資に関する規定を含めることにつき認識を共有した。

## **第4章 結論**

共同研究グループは、広範かつ詳細な議論を通じ、日本とコロンビアの間での包括的かつ高いレベルの、WTO整合的なEPAが、多大な利益をもたらすことに資するものであり、両国間の経済関係を更に強化するであろうことを認識した。

日本とコロンビアの間のEPAは、両国間の経済的な統合を更に促進することになるであろう。それゆえ、共同研究グループは、日本政府とコロンビア政府ができるだけ速やかに両国間のEPAのための交渉を開始することを提言する。

共同研究出席者リスト

日本側出席者

星野 芳隆	外務省中南米局南米課長
阪口 琢磨	外務省中南米局南米課課長補佐
松井 葉月	外務省中南米局南米課事務官
山西 良子	外務省中南米局南米課事務官
日置 重人	財務省関税局経済連携室長
渡邊 智義	財務省関税局経済連携室課長補佐
河村 健太郎	財務省関税局経済連携室係長
伊藤 史治	財務省関税局経済連携室係員
鳥越 一善	財務省関税局関税課係長
中村 充男	農林水産省大臣官房国際部国際経済課国際交渉官
高柳 威晴	農林水産省大臣官房国際部国際経済課国際専門官
田村 修	経済産業省通商政策局中南米室長
加藤 健一	経済産業省通商政策局中南米室係長
銭 祥富	経済産業省通商政策局中南米室係長
渡辺 健	経済産業省通商政策局経済連携課長

藤澤 可南子 経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐

牧野 太郎 経済産業省通商政策局経済連携課係員

棧 亜結加 経済産業省通商政策局経済連携課係員

志村 和俊 経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐

和田 浩明 経済産業省通商政策局経済連携課係長

藤野 亮二 経済産業省通商政策局経済連携課調査員

鈴木 康久 在コロンビア日本大使館参事官

名嘉 元康 在コロンビア日本大使館二等書記官

鈴木 宣弘 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

浦田 秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

清水 文裕 J E T R O ボゴタ事務所所長

長谷川 直之 J E T R O 海外調査部中南米課長

中島 伸浩 J E T R O 海外調査部中南米課課長代理

中畑 貴雄 J E T R O メキシコ経済調査担当ディレクター

栗田 雅司 全国農業協同組合中央会農政部W T O ・ E P A 対策課長

大田 洋輔 全国農業協同組合中央会農政部W T O ・ E P A 対策課職員

横尾 賢一郎 日本経済団体連合会国際協力本部長

上田 正尚 日本経済団体連合会国際協力本部主幹

牧野 賢作	日本経済団体連合会国際協力本部
川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局総合局長
鈴木 宏二	日本労働組合総連合会総合国際局国際局長
倉永 誠史	日本労働組合総連合会総合政策局経済政策局次長
横川 哲也	木曜会会長（伊藤忠コロンビア会社社長）
伊藤 雅哉	木曜会会長（コロンビア三菱商事社長）
小野寺 悟	木曜会副会長（コロンビア三井物産社長）

## コロンビア側出席者

ガブリエル・ドゥケ	商工観光省次官（通商担当）
パトリシア・カルデナス	在京コロンビア大使
カルロス・デ・アルト	商工観光省次官（企業振興担当）
マリア・J・アルボレダ	商工観光省生産改善プログラム部長
リカルド・サンチェス	農業地方開発省次官
ダリオ・ハラミージョ	農業地方開発省農業首席交渉官
フアン・ギジェルモ・カストロ	外務省アジア局長
ハビエル・ビジャリアル	国家企画庁企業振興局長
フェルナンド・エストウピニャン	国家企画庁通商・産業局次長
フアン・カミーロ・ナリーニョ	コロンビア国家工業連盟副会長
アレハンドロ・ベレス	コロンビア農業者組合副代表
マウリシオ・レイナ	高等教育開発財団研究員
フアン・フェリペ・メヒア	エアフィット大学財政学部長
アドリアナ・ロルダン	エアフィット大学アジア太平洋センター調整官
アレサンダー・ベルナル	コロンビア輸出業者連盟経済局長
アンドレス・バレンシア	コロンビア・コーヒー生産者連合会販売部長
サンティアゴ・パルド	コロンビア・コーヒー生産者連合会東京事務所長

(コロンビア側事務局)

フアン・カルロス・カデナ	商工観光省国際局長
エドガー・トルヒージョ	商工観光省通商委員会顧問
ロサナ・プリエト	商工観光省国際局顧問
ルイサ・フェルナンダ・ロドリゲス	商工観光省国際局専門官